

工事請負契約の変更理由等

(契約金額の変更を伴うもの)

(発注担当課：下水道施設課)

1 工事名 : 30-4 公共大谷本郷 (補) 污水管渠築造工事

2 工事場所 : 上尾市大字大谷本郷地内

3 工 種 : 土木一式工事
(建設業法上の28分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	平成30年 9月 3日から 平成31年 1月25日まで	平成一年 一月 一日から 平成一年 一月 一日まで
契約金額 (税込)	22,318,200円	22,102,200円
工事概要	工事延長 L=289.0m 污水管布設工 (φ200) L=280.0m 組立1号マンホール設置工 11箇所 取付管工 41箇所 付帯工 TV調査工 99.4m	工事延長 L=284.0m 污水管布設工 (φ200) L=274.8m 組立1号マンホール設置工 一箇所 取付管工 40箇所 付帯工 TV調査工 138.9m (新規) 組立塩ビマンホール設置工 1箇所

5 変更理由

<p>本工事においては、下記の事由により数量の増減が生じるため、変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試掘調査を行った結果、3181-1 路線及び 3181-3 路線について、給水管との取り合いから計画高及び計画延長を変更(-0.5m)する。また、3183 路線について水道本管の位置が想定と異なっていたことから、曲管及び塩ビマンホールを新規追加 (+1 箇所) し、合わせて下流工区 (別工事) と接続するマンホールの位置を計画法線に従い変更(-4.5m)する。 ・ 上記に伴い曲管施工が追加となったことから、TV 調査工を変更(+39.5m)する。 ・ 本工事における取付管の設置を希望しない地権者がいたため、取付管数を変更(-1 箇所)する
--

注) 本様式は、全ての変更契約の起案書に添付すること。なお、契約金額が 250 万円を超える工事で契約金額の変更を伴うものについては、法に基づき公表するので、このファイルを契約検査課に提出すること。